

第 20 回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 5 月 26 日（月）午後 16 時 00 分から午後 17 時 00 分

2 開催場所 出雲崎町中央公民館 視聴覚室

3 出席委員 農業委員（5 人）

会長	3 番	内藤	仁
会長職務代理者	2 番	諸橋	清隆
委員	1 番	岡田	美由紀
	4 番	丸山	百合江
	5 番	中野	正啓

農地利用最適化推進委員（5 人）

田口	正明
加藤	和一
丸山	国夫
田口	貞夫
服部	隆

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

第 3 議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に関する意見について

第 4 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（受け手の移転）に関する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	内藤	良治
事務局係長	田口	賢
事務局事務補助	小林	永美子

7 会議の概要

事務局 ただいまから第 20 回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席です。総会は成立していますのでこのまま進行いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議 長 それでは、1 番 岡田委員、4 番 丸山委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の田口係長を指名いたします。

議 長 諸般の報告は特にありません。

議 長 それでは議事に入ります。報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第 1 号について説明します。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、1 件の報告がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 当件は借受人を変更するための合意解約となります。新たな耕作者への権利設定は、後の議案第 1 号でお諮りします。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 特にないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。

議 長 続きまして、議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に関する意見について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案に入る前に、今回から受け人として令和 7 年 3 月に設立した農業法人「農事組合法人ファーム天領」（農地所有適格法人）が登場します。当法人について、事務局が把握している範囲でお伝えします。

【事務局から法人概略説明】

事 務 局 法人構成員は今まで個人で耕作を営んできた農業者であり、権利設定したものの耕作できなかった、というような事態にはならないと思われます。

事務局

それでは議案第1号について説明します。

令和6年度末に出雲崎町地域計画が策定され、今後、農用地の権利設定は農用地利用集積等促進計画（通称：促進計画）により行われることになります。流れとしては、まず町当局が促進計画原案を作成し、農業委員会の意見を聴取した後、新潟県農林公社へ提出します。それを基に新潟県農林公社が促進計画案をまとめ、新潟県へ提出します。その後、正式な促進計画として新潟県が県公告を行います。これに伴い、これまで農用地利用集積計画として行ってきた町公告は、今後不要となります。

本件は中間管理機構を通して新たに契約を締結するものです。町が促進計画案を作成するにあたり、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされており、町当局から意見聴取の依頼を受けているところです。従いまして、計画案に対して意見等がなければ、「意見なし・適当」の旨を回答することをお諮りするものです。それでは、計画案4件についてご説明します。

事務局

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局

番号2～4はファーム天領が受け人で、これは一部の法人構成員の自作地および小作地をファーム天領が引き受けるものです。

議長

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

3番

ファーム天領の農業機械の所有状況は？

事務局

すべての農業機械を構成員等から借りているため、現在の所有は0です。今後は補助金などを活用して購入し、揃えていく予定とのことです。

議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

2番

番号1の渡し人は耕作者のはずだが、離農するということか？

事務局

そのとおりです。これまで耕作していた自作地を、すべて当該借受人へ貸し出すものです。

議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長

ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第 1 号について承認します。

議 長 続きまして、議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（受け手の移転）に関する意見について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 2 号について説明します。

中間管理機構に貸し出されている農地について、現受け手から新受け手へ権利を移転するものです。議案第 1 号と同様に、町当局から意見聴取の依頼を受けているところです。従いまして、計画案に対して意見等がなければ、「意見なし・適当」の旨を回答することをお諮りするものです。それでは、計画案 17 件についてご説明します。

事 務 局 【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 神条地内でファーム天領が耕作する沢が決まっているとのことでした。当該沢の耕作地をファーム天領へ移転し、その他の沢の耕作地を他の農業者へ移転するものです。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

2 番 ファーム天領の賃料設定について、各ほ場の地域によって賃料に差をつけているのか？

事 務 局 今回は走り出しということもあり、新規契約は一律の賃料が設定されています。今後は出し手との協議により、使用貸借にしたり、賃料を調整したりする考えもあるとのことでした。ただし、移転契約については、出し手と現受け手で決められた賃料がそのまま踏襲されています。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第 2 号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議事録署名委員
4 番 (印)